

平成21年 2月18日

各 位

株 式 会 社 関 門 海  
代表取締役会長CEO兼社長COO  
谷 間 真  
(コード番号：3372 東証マザーズ)  
問合せ先 取締役・経営支援部長  
原 真理  
電 話 番 号 06-6578-0029 (代表)

## ストック・オプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

当社は、平成21年2月18日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づくストック・オプションとしての第6回新株予約権を下記のとおり発行することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. スtock・オプションとして新株予約権を発行する理由

当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的としております。

#### 2. 新株予約権の発行要領

##### (1) 新株予約権の割当対象者及びその人数並びに割当数

当社取締役	7名	350個
当社完全子会社取締役	6名	150個
当社従業員	1名	25個
当社完全子会社従業員	1名	25個

なお、各割当対象者に対する割当数（以下「予定割当数」という。）の割当ては、当該者が会社法第242条第2項の規定に従い、予定割当数以上の数の新株予約権の引受けの申込みを行うことを条件とし、また、当該者の申込みの数が予定割当数に満たない場合には、当該者に対する割当数は当該申込みの数とする。

##### (2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式550株

なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、対象者に割り当てられる新株予約権の目的である株式の数は、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、当該時点において行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併又は会社分割を行う場合等、株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は必要と認める株式の数の調整を行うものとする。

(3) 新株予約権の総数

550個（新株予約権1個当たりの目的である株式の数は1株とする。ただし、上記(2)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）

(4) 新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、新株予約権1個当たりの払込金額は、次により決定される払込価額に上記(3)に定める新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた金額とする。

新株予約権の行使に際して出資される1株当たりの財産の価額（以下「払込価額」という。）は、金86,946円とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株の発行（新株予約権の行使によるものを除く。）を行う場合又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、上記の他、当社が合併又は会社分割を行う場合等、払込価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は必要と認める払込価額の調整を行うものとする。

(6) 新株予約権の権利行使期間

平成23年3月1日から平成26年2月28日まで

(7) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権発行時において当社及び当社子会社の取締役、監査役及び従業員であった者は、新株予約権行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、会社都合による退職その他当社の取締役会が認める正当な事由のある場合には、この限りではない。

② 新株予約権発行時において当社及び当社子会社の外部事業協力者であった者は、新株予約権行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員もしくは外部事業協力者の地位にあることを要する。ただし、上記のいずれでもない場合であっても、新株予約権の行使に先立ち、当該行使にかかる新株予約権の数及び行使の時期につき、当社取締役会の承認を得た場合には、この限りではない。

③ その他の条件は、新株予約権発行の定時株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

1株当たり 43,473円

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 新株予約権の取得に関する事項

対象者が新株予約権の行使の条件を満たさない状態となった場合及び対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定める条件に該当することとなった場合は、当社は当該新株予約権を取締役会の決議をもって無償で取得することができる。

(10) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については取締役会の承認を要する。

(11) 新株予約権の割当日

平成21年2月19日

以 上